

精選模試 ポイント解説

問	答	ポイント解説
<b>建築法規</b>		
71	4	床面積が100m <sup>2</sup> 以上となるホテルなどの特殊建築物の用途変更をするときは、類似の用途への変更である場合を除き、確認済証の交付を受ける必要がある。ホテルから寄宿舍への変更は、類似の用途への変更ではない。一例として、ホテルから旅館への変更は、類似の用途への変更である。
72	2	建築主は、指定確認検査機関または建築主事のどちらか一方から、完了検査を受ければよい。したがって、指定確認検査機関による完了検査を受ける場合は、建築主事に対して完了検査の申請をする必要はない。
73	1	給水管が準耐火構造の防火区画を貫通する場合は、その隙間をグラスウールやモルタルなどの不燃材料で埋めなければならない。準不燃材料で埋めてはならない。
74	3	特定建設業の許可とは、発注者から直接請け負った建設工事を下請に出す際、下請代金の総額が4000万円以上(建築一式工事では6000万円以上)となるときに必要な許可である。1つの都道府県のみ営業所を設けるため、都道府県知事から許可を受けた場合でも、特定建設業の許可を受けることは可能である。
75	4	工事完成後に請負代金の支払を受けた元請負人は、支払の対象となる下請負人に対して、下請代金を1月以内のできる限り短い期間内に支払わなければならない。
76	1	発注者から直接請け負った建築一式工事の下請代金の総額が6000万円以上となった特定元方事業者は、工事現場に監理技術者を設置する。しかし、工事1件の請負代金の額が7000万円未満であれば、その監理技術者を専任の者とする必要はない。
77	1	使用者は、労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間を、労働時間の途中に与えなければならない。
78	2	都道府県労働局長は、統括安全衛生責任者について、事業者への勧告は行えるが、解任を命じることはできない。労働基準監督署長は、安全管理者・衛生管理者・元方安全衛生管理者の増員または解任を命じることができる。しかし、労働基準監督署長であっても、統括安全衛生責任者の解任を命じることはできない。
79	1	事業者は、十分な知識と技能を有している労働者(作業主任者などの有資格者)を雇い入れたときは、安全衛生教育を省略することができる。これは、職長教育についても同様である。下請負業者が雇い入れた労働者の安全衛生教育は、下請負業者自らが行う。最大積載荷重が1t以上のフォークリフトは、技能講習の修了者であれば運転することができる。
80	3	建築物の耐震改修工事は、請負代金の額が1億円以上となる場合のみ、分別解体等を行わなければならない対象建築工事となる。また、建築物の新築工事・増築工事は、床面積の合計が500m <sup>2</sup> 以上となる場合のみ、対象建設工事となる。